入院患者に対する介護保険の調査・認定手続きがより柔軟に改善されます！

鳴門市では、入院患者が退院直後から介護サービスを希望しても、実際の利用は退院の約１か月後となることから、**多くの方から退院後すぐに利用できるようにしてほしいとの強い要望が寄せられました。**

鳴門市でも認定結果が出るまでの間、暫定サービスは利用可能ですが、必要十分なサービスとは言えません。徳島市など県内他の自治体では、入院中に訪問調査が行われ、認定結果も分かるため、退院後すぐにサービスが利用できることから、**鳴門市でもより柔軟な対応をするよう強く改善を求めました！**

その結果、「県内の様々な対応やこれまで寄せられた意見等を踏まえながら、より多くの在宅復帰予定の方に納得していただける制度運用となるよう検討していきたい」と**改善に向けた答弁を引き出すことができ、多くの方から歓迎の声が寄せられています。**

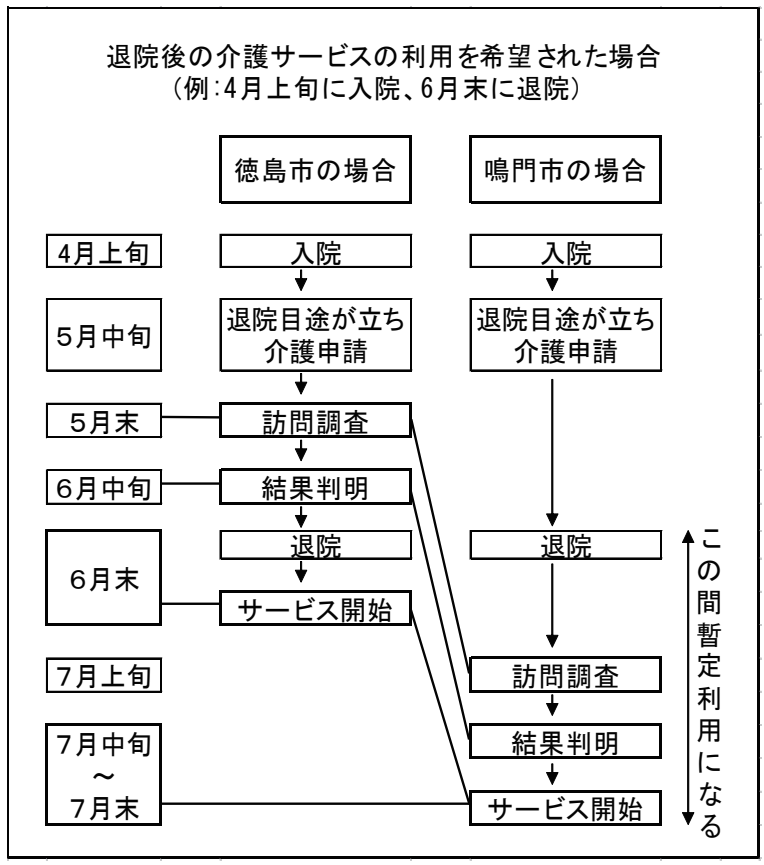

介護保険の暫定サービスとは？

要介護認定を申請した方は、認定結果が出るまでの間、要支援又は要介護の認定結果を見込んだうえで作成された暫定ケアプランに基づきサービスを利用することができます。

暫定サービスのデメリットは？

認定結果が暫定の要介護度より低い場合や非該当であった場合は、**差額が全額自己負担**となる。どうしても暫定プラン作成時に**介護度を低く見積もったプランを立てざるを得なくなる。**

入院患者の場合は？

自己負担を恐れて暫定サービスの申請を控えたり、介護度の低いプランの利用にとどまれば、退院後に住宅改修や福祉用具の購入、訪問・通所サービスなど、必要なサービスが利用できず、リハビリでせっかく歩けるようになっても、家の中を思うように動けなかったり、転倒の危険性を感じて歩かなくなることで気力や体力が落ち、**症状が悪化するケースが発生しています。**

県から法令違反と指摘されたクリーンセンターの温度管理がいまだ改善されないまま

○鳴門市のクリーンセンターが抱える問題点

鳴門市で採用されている焼却システムは、全国でもこれまでに多くのトラブルが発生しており、鳴門市でも運転開始前の試運転でトラブルが発生し、その後も**法令で定められている温度管理の規定に沿った運転が行われていない**ことを、地元住民から長年にわたって指摘されていました。

○法令で定められている温度管理の規定とは？

ダイオキシンの発生を防ぐため、法令では炉内の**焼却室の温度を 800 度以上に保つ**こととされています。
また、その温度を連続して測定し記録するために**焼却室に温度計を設置する**ことも義務付けられています。

○市の対応は？

市は当初より正確な説明を地元住民をはじめ市民に行わず、数多くの不備に対しても殆ど改善することなく運転を続けてきました。しかし、**この事態を重く見た地元住民が長年にわたって改善を求めてきた**ことが実を結び、平成 23 年に県の知るところとなり、調査が行われ地元住民の指摘通り、法令違反が明らかになりました。
（当時調査した県の担当者も、常態的な 800 度未満と燃焼室の入口に温度計が設置されていないことを指摘）

ところが市はその後も県の指摘を無視して運転を続け、現在でも温度計の設置などの法令違反を続けています。私は早急な法令順守と地元住民に対する不誠実な対応への謝罪を求めましたが、ここ数年、若干の温度管理に対する改善は見られるようになったものの、**市としては今後も法令違反を続けなければ運転できない状態です。**

私は、市が当然に法令と市民の安心・安全を守るよう、引き続き早急な改善を求めていきます

この議会報告は政務活動費を活用して作成しています。皆さんのご意見をぜひともお寄せください。

議会報告

日本共産党
鳴門市委員会
平成 28 年 8 月 1 日
Ｖｏｌ．１１

TEL:６８３－５６６１

生活相談は
日本共産党 鳴門市議会議員
上田 公司
電話 ０８０ ２９９５ ２２９８
なんでもお気軽にご相談ください

上田公司のブログ
上田公司 検索